作歌故實

へ利
470
1.

作歌故實

東京專門學校圖書
門利4
號470
卷1

作歌故實

目録

一 作歌詠歌
二 歌をつくる
三 くちつ歌
四 詞人歌人歌讀
五 歌枕
六 本居氏の評

明治廿年八月大日ガイゴ氏寄贈

七 万葉家
八 歌名ともてあそぶ
九 草子物語外題
十 雑部より香ゑ様よみいろ
十一 ゑ無の人の歌ゑとる
十二 假名づかひ
十三 定家卿の假名つかひ
十四 古学通流
十五 和歌披講
十六 百首歌
十七 懐紙の版
十八 懐紙歌書様
十九 真名の懐紙
廿 百首懐紙
書切ぬ字よ 日月君の字

たゝうかゝ ふところ紙

賀懷紙の字　沓冠

墨縫　奥の明間

歌の初字

廿　二首懷紙

廿一　三首懷紙

廿二　五首懷紙

廿三　七首懷紙

廿四　十首懷紙

廿五　十三首　十五首　廿首　世首　卅首

百首　千首等の懷紙

廿六　懷紙の料帋

廿七　懷紙の端作

廿八　春日　同詠　題　割書

法樂　割位署

同姓の亭主は姓をかく

凡人懷紙　姓の細書と太書

僧の懐紙　児懐紙

致仕の人の懐紙

遊覧の懐紙　一首懐紙

二首以上の懐紙　季子同

季子書　端作書初

端作文字

倭和歌哥謌ホの字

端作蘭字　未公文勘公文

二字題三字題　名乗

経文端作　もと草

作歌故実

㊀ 作歌詠歌

うたよむことを日本紀万葉などよ作歌(サクカ)とも
ゝうまた萬葉よ詠天(ヨメル)詠月(ヨム)などもあれ
中昔(ナカムカシ)の書(フミ)よ詠歌(ヨミウタ)とゝ書るもえどゝもいひ
ゝ京極黄門(キヤウゴククワウモン)い書名よ詠歌大概とも名
づけられき宗神紀(ムネカミノキ)十年の条よハ詠の字をウタフ
ともよめりうたよむとゝいハ字多(ウタ)い發声(オコスコエ)の

名よもい引聲の名し神武紀戊午の年の条より謡此云字
多預瀰雄略紀四年の条より歌賦ウタヨミこゝゝ物草
子春曙抄七の巻もゝなるものゝ段よりうたよみして
おとせてこまうこゝゝなどゝゝえそのゝ日本紀中ヨ
歌の字謡の字とウタヨこと訓るハ拳るヨ
邉なし宇多ハ聲ヲ發てよりヨ古事紀雄略の段
ヨ其猪怒而宇多依来故天皇畏其宇
多岐發坐榛上と有るも猪の声を揭て依
来さるゝて宇多岐ハ声揭の略ゝ俗言ヨラチ
ルとゝ有る声揭るの略なるゞ〳〵多ゝと名ふ音
うゝ〳〵本居氏長宣ハ宇多岐と日本紀ヨ宇
陁枳とゝゝれバ陁ゝ濁り岐ゝ清べゝし
ゝれど日本紀の假名ハ清濁混用て記るゝがゝし
もべて發声引声ゝるヨアイウエオの語ゞ中
国の自然ヨてゝれと無音とゝ預年ハ呼ゝ年
と夫の濁音ハ通例ゝ声を引とゝヨ古事記上巻

稲羽(イナバ)の菟(ウサギ)が鰐(ワニ)を欺(アザムケ)る条に走作(ハシリツヽ)読(ヨミ)度(ワタル)また
読(ヨミ)度来(ワタリキテ)などあるも物を数(カゾフ)るにひとつふたつなど
声(ヨミ)立(タテ)てよぶゆゑ書(フ)籍(ミ)を読(ヨム)もまた呼(ヨブ)の
通音なるべし

㊂歌をつくる

うたをよむといふこんなし万葉の作歌の
字を賀茂翁の万葉考にはヨメルウタと訓(ヨミ)
まつれど大系(雑二 演部)詞書に引けるはいづれもうた

一条大皇年大臣宗とよみし大詠の集に おほせどもんぐく みのたちなきに 斧のおとして えこそつくれね えだはもまたの 木をつくるに よせてよめり

とよめり顕宗紀(紀前)に詞人ウタヨミヒトとあり継體
紀(七年の条)に斐然之藻ウタツクルこゝろなどとみえ
このあと紀中に作歌の字をウタヨミツクルとよめる
ゆゑおほより空穂藤原のきみにつかりあそび
めしかれがことに同吹あげのとに歌つくりなどし
てよみけるきんたちもとごろにまじ
りたるふることの枕草子(三の巻)春曙抄にあるにとりて眼(ミ)り
こなたもかみにもつくるたるはことなどもあり古

事記にも作御歌とあること本居氏の傳に
ハこうなるもシなどうとゝめり

三 くちつ歌

くちつうさいロずさみなどつゝ有るべし後に
ぞんじなどいふべし雄略紀四年の条に口號
ノチツウタ又などゝ有り口號の名い嚴滄浪詩
話にゆんえ口唱の字ハ洛陽伽藍記に出て世に
西蕃の語とかゝりて出たれ共後の合戦の書
に京童の口歌とつゝい今のゆり唄ハ十唄な
どの類なるべし

四 詞人歌人歌讀

顕宗紀前紀に詞人ウタクルヒトと有り詞人の字も
舊唐書張九齢ゴ傳に見ゆ空穂藏びの
きの中に詞人ぞくみこいもうと居てるのうたひめ
ゆきき張よみなりて源氏物語にあるこの中にそい
の張よみ又とぞとあるこのよこの中にそい

枕草子（春曙抄ノ考）むくつけなる物の所よ如とて
神ことなるひとりいこゐのようこそかるこそ大和
物語（上巻第百段ノ歌）のうの歌よあれおりうのあのうことよみやこそ
草子物語神楽よ引よこそ引て集ども
え真集　よつてまて引よみあるこ
後拾集よこのよみの名ある女房こそ拾葉集
（堂物集七ノ巻ノ当世ノ歌詞ドモ）
（上巻ノ五葉巻集ヨリ以外ノ集ニ入ル歌詠ドモ其数ヲシラズ）
よこのよみをえらびてこそあ法こ師集よ
よみよりてこそなどかほくはよんえこそ
拳亀（ケツク）ひづくひ黒谷和語燈録（五ノ巻）1歌読ハ罪ニテ候ハ
ジ但シ罪モ得功徳ニモナルトモ
答フフナガキニ候ハジ
アリ舊本今昔物語明月記その外の記録
よ歌人とも歌読とも出こう

五　歌枕

源氏物語ひづくよろづのさうし多まこうよくあな
いそりんつてそうちのをぢとり出るよ
みつぎしるひぢこそつようかりこうざるべれこ

花鳥餘情よりおほくとい名和の弘文行つめたるを
いとう袋園法師ごろの代集のおほくのおとしと注
して細流抄一葉抄岷江入楚などこれ同説
なりおほく業平家方などの陸奥下りのこと
をもとせる書どもこれおほくとんることなり
弘の名わとうんることもこれ又奥義抄上秀歌体の
事よりきこえおほくおほくとのきてもとるもの
うちとりてふるいとの序のの縁語枕詞など
のたぐひのものの門人藤原資重ご説より被物とをの名
わのすもとるをもるかぎりはもとづて被物の注釈
出の名わのなりーそい今伝はれる能因被物とつく
ものも詞の注のもて名わのるももるるこれど
ハ実伝さどなりーびとそいひもけつづし公任卿の
弘物能因の歌物もて古のよ引るよ名わの
るかきーあとのもとるーし源氏の注釈どのの
説いうけどうーー弘物い弘物のたくーーなるらし

とつて別に章をいたせる説とすべし。能因が諸国
哥枕三巻あり。坤元儀と号して題目ごの拾貴対
注なり。

㊅ 本居氏の評

本居氏曰、はるばるそそのもいつとて
其の歌ぶりの口ぶりなりとされど圓珠庵、阿闍
梨慧居、公羽真淵、本居氏などいふ名高き人の書
よみ聞きて古今に冠絶する大家なること
おもひなかるべしいかにうもかしこきこと
なりそふなどとおもきんりこれをごこと
ひろるなめれどおよびがきたることや於
尾家集に古解近解ととけてよめるも学者
の志ばかり花三百首もなべてのんりくしたん
やかのしもべ上手の花間に本居氏とて本の
歌先生ととと評ひとすぬたるよいいなるとば
をとといひ出べき

㊐ 萬葉家

学よ萬葉家のせんせと自称(ナノル)人おほくその先生萬葉を講(コウ)ぜび校合(キヤウガウ)ぜよせぬいさこ一ぢくりもよみとほしび市をしもあこでもくりびほなこハいのなるゆえまのあこん諺(コトワザ)よ論語(ロンゴ)よこうごとくびとこのいのとふとおもひあいさまをひとりを
ゆれ記(しる)りたくきくこくりや

㊑ 歌名をもてあいる

儒者い諸名をもて学まあいれんことをとそんで儒
学者も歌学者うこくよみなどのそれてやきんい
くちをしかこし諸詩い別オくこいふめるおしく影
学のらうまようらぬとなれば白髪(シラガ)の老翁(オキナ)も若
女房よりみへさくたあいおほうりされどもめ
まなのぶかなきんハ影をごとよりみえて学り
ありられずていいのごりせん学の者の称い韓退
柳子厚ぶ詩の類(タグヒ)まて別よ味(ボクト)あり

九 草子物語外題

東野別當書し常光院殿御臨あり中されハ
あ双紙とバ御覧ぜらるる例御のやうに押し
物語い中し押され可知こと〻 櫃裏
抄巻の上し双紙ノ銘ヲ中ニ書アリ 端ニ書ク如何
勅撰等ノ歌草子ハ皆端ニ書ク大和物語伊勢
物語等惣テ物語ト云ハ必ズ中ニ書ク也ト是冷
泉家之記也其外無沙汰歟又故聖教天

台宗山門ハ多分中ニ書キ寺門ハ必端ニ書クトテ〻
撰ス管見野水抄ニ萩原隨筆ニ安齊隨筆
火打袋 などにもはるかなりさて外題いうハがきとも
うハづゝとも可ふべし 伊勢物語ハ
むさしあぶみとうきておとせて 新古今離別
紫式部わかゆゝ左のつぼさしおとづてよこの
うハがきかきそえ 夫木抄秋三鹿部し居家
かけてとゝふたごのもゝ草のはらのかりのつぼ

さの雲のうはがき同（雑古 文雅）雅有このくびいれてそやし
なりたまれつくひくよそぢあまりのうはがき續
世継（あさりの 第の巻）に行尊僧正のもとにやりたまふ
なるみこみのうはがきにあまた 宇治拾遺（十の巻 九話）に
大和より京にと人のもとへやりなるみのうはがきは
など孝徳紀（二年の条）に題ウハブミなど蜻蛉日記（中巻）に
うはぶみには西山よりとかかるなどとこそなどえ
えてこれらは消息（セウソコ）文（ブミ）のうはがきのことなれど
通じて書籍の外題の名にもいふべきなり

⊕十 雑題に季をよみいれ
職書記物語に雑の歌にていまだ季を題（よ）
とするは（なと）なりおのづから季のよまれたるとすべて
とぶもべからずと何り 按に季あるは當季のこと

⊕十一 近世の人の歌集とも
すべき世人の歌集ともにていやしそのくさ
その詞ともさながらもの数すくなりなせるいとも

未詳御物は
墓の上は などおもしろく旅じしるとそていやぞそもやうに珍らしきをとりてよみとまぎ
しき歌人のさぶまれることも用ひてあるべし

そもそも古き歌いかに歌まとり詞をまね
ぶと考へられどときさせる歌とかゝるいにす
人のこゝろばへ微書記物語よきあとあるを
も神ずして云へるやうにも百余年のかのかぶ
とりてよまぬことゝもつゞるとなりつゞしいかに名る
き人の歌集にもあれ二百年のほかなるかぶ人ぬぐ
よきこゝろばへのもとゞまりとゝいづしてい
ぬすゝやうなる歌も出来てまたりこのよへてあ

き集のこと目なるしるしなり

十 假名づゝひ

假名づゝひの書い紙中法師の和字正濫物あれど
伊勢奥彦の古言抄ぐりたるよきいなり
されどあやまりおほのれバかりぐたゞそも
用ゞ難ぬして吾が村田翁の校本を
校よりしられどそれうとられぬとなり
假名づゝひの格い時代よりてかりあなる

とんだるべて中ごろよりおこりてやまることなり
そハ古事記日本紀の假名と延喜天暦の代の
假名とハおのづからべつ万葉もたゞ良の朝よりと
アリて歌ハ古ユかられる古ぶまなまりかり
まるも周易尚書などゝさて古き假名づゝ
ひとハ馬と宇万梅と宇米諾と宇倍奥と
宇平薫と加平流などもとゝ延暦天暦
の比の例ハ馬と牟麻梅と牟米諾と牟陪
奥と伊平薫と加保流などゝ出て神楽催
馬東遊風俗古事字鏡和名抄新撰万
葉日本紀竟宴歌年中行事秘抄或ハ貫
之道風佐理行成の勺書といふもの皆ハ
まぎらハしれのこれ定これ音の通ゝてとり憂
せしまて後の定家假名遣といひぬることも
のたゞひとあべさるとこの三代集の比の書と
記紀万葉の假名よりあらせて出ぬいと

ゝまあやまりなどいふべし古調の歌古歌の文は必記紀百葉の例と用ゐ三代集より後の歌文に古假名と用ゐ定家假名遣の說よりはるかにたゞしきなるべしやまるとのけぢめのこゝは論ずるやくなどいふべしこゝにもちて用ゐ人なりとも石川雅望の雅言集に覽るこのことをなるべ

(十三)定家以の假名づかひ

世に定家假名遣といふものありそを今假名といふは古假名にもうそとくいひ出し用ゐ假名遣は大概親行の拾遺愚草の書ぶりとて若しそれと後の行阿の定家假名遣といふ名いかにせんとぞそは四声輕重などにはなのばらく古書に明證ありとそこで作り出したるこゝろなれば正しく用ゐ

くもの〳〵しばくりきことい所為海の假名ハ意
物ゝ論辯せ〳〵れ〳〵いそ〳〵今やんどもな
きゆゑ家ゝて用ゆる假名づかいおのづゝ
別ゝ定まれの仮名のひゝふきもゝあめ雨ど
いうでうかぐひとつ必流布の定家假名
遣といふことゝりなきものゝ所ゝ

古学通流

古学ゝも萬葉家ゝもいふ学のほちづい契沖

法師荷田宿禰東麻呂を祖とし荷田春満
昭仏覚成俊ゝどぶ眼とひゝきゝと活ゝ藤
波の下河邊長流江戸の戸田茂睡ゝどこれ
ゝ志ゝとゝせ契沖法師ゝゝ荷
田宿禰ハ契沖ゝ学ゝ
ゝれ〳〵ば契沖の著ゝなどゝんて目とひゝこれ
ゝゝも知べゝしば加ス茂睡ハ宿禰の門人なれど
ゝゝ契沖ゝ説と押ひろめ〳〵れぬ茂睡

門人とおぼしき中居宣長傑出して天下と
なびき橘の長原師翁晴ありて江戸鳴
れば古学は賀茂翁の力となりて實に中興
の祖師とあがめ集い村田翁晴より道を
うけられ賀茂翁の孫弟なるをもておもて
なしとし不幸にも若くして今
誠に道統の系圖とつくりて後学のよすがとし
めんとす

○顕昭 法橋 袖中抄撰者 左京大夫顕輔猶子

○成俊 権少僧都 文和年中人

○戸田茂睡 江戸人 号梨本

○僧契沖 摂津尼崎人号円珠庵 歌学 神学

○荷田東麿 洛南稲荷 祠官 称羽倉斎宮 神学 律令 歌学

荷田在満 称東之進 律令 故実 歌学

安藤為章 水戸藩士号季山 歌学 史学

今井似閑 京都人号見午 歌学

海北若沖 浪華人号岑柏 歌学

野田忠蕭 摂津今津人 歌学

○仙覚 権律師 文永年中人

○下河邊長流 大和宇陀人 称小崎 彦六 歌学

たゞ人子 歌学

賀茂真渕 遠江人号縣居世称岡部衛士 神学 史学 律令 故實 歌学

御風 称東藏 歌学

たゞ人子 歌学

小野古道 歌学

加藤宇万伎 号静舎 歌学

伊能美彦 下総佐原人称茂左衛門景良 歌学 画家

村田春海 歌学

卣秋成 浪華人号与次

橘千蔭 歌学 書家 画家 号芳宜園

村田春海 号織錦舎 俗称平四郎 歌学 律令 詩人

建部綾足 号涼代衣 歌学 画家 仙臺人 俳諧

橘常樹 歌学

高橋秀倉 律令

本居宣長 号鈴屋 神学 歌学 韻学

荒木田久老 号五十槻園 歌学

栗田土満 遠江人 歌学

紀子歌人
後志ぶのとし

内山真龍 遠江人 歌学

よしこ 歌人

ちつる 歌人

田中道麿 歌学

横井千秋 尾州藩士 歌学

服部中庸 神学 伊勢松坂ヒト

上田百樹 神学ヨリ史学 京都人

小篠敏 肥前藩士 歌学

斤岡苟香 歌人 江戸人

馬場長英 歌人 江戸人

井上務廉 歌人 江戸人 歌家

山本正臣 歌人 故実

清原雄風 歌学 儒学

正木千幹 歌学

○村田春道　歌学　画家　賀茂翁友
俗称治兵衛　春口春海父

○橘枝直　歌学史学　賀茂翁友
千蔭父

○冨士谷成章　京都歌学　○三嶋自寛　始名景雄　歌人

○大村光枝　歌人　彦大良　京都人　泉真国　歌学　水学

○伴蒿蹊　歌学　長野美波留　歌学

○小澤蘆庵　歌人　小川萍流　歌人

○僧海量　近江人　歌人　自称賀茂翁門人　僧立綱　近江人　歌人

○賀茂季子鷹　歌人　言家　安田躬弦　歌人

十五

和歌會披講

和歌の或会とゝつゝい地下（ゲ）ハなゝぬことなり
そのさゝい袋草子ハ宮ゝ所行かゝるゝそなゝ
うゝさゝほゝさゝかゝるれど学（マナ）ばんなし　王侯の人
とゝゝしれい或正會と名づけ甚武ゝゝ
うゝてゝゝゝい歌と捕術と学（マナ）ぶおゝし　林宣義仙洞
摂家などの御会ゝゝ
学ゝてたりゝゝ地下の歌ハ歌ゝゝゝゝ懐紙

題目をとなへつゝ稽古をなれば或は作法
をゝぼえもさてゆゝしく披講をもなす宗匠家の
作法をて他をて借しまねぶハえゆるまゝにさ
なりとも和歌所云の時ハ讀師懐紙を披
きて臺に置て講師をとりて節をなすよ也
發声ハその法をて節をつけてうたふこれ神樂
のうたひものゝ家の家業ゝ也きよりハ樋口
秘記よんぬ

十六 百首歌

百首歌ハ堀河院の内時基俊俊頼以下十人
の百首をたてまつられを初度百首也
太郎百首とも云同院の永久四年まゆ十人
の百首をたてまつる後度百首とも次郎百
首とも云ハ度百首の作ハとゝのほりてハ
百首部類群書類從などよ
收しれば閲てゝゝべしさてそのよみやうハ桐火桶

定家仁撰也耳底記ハ鶏本末鷺本末桐火桶
笠帽定家の製作の書ハ仁ハ

とゝハさゞとゝりてそれすゞあるゞし芸文大系
まてかれ秘するとゝ百首ハ地歌とゝめ
づしゞなくゝまつるとゝとゝみとゝてそれ
秀逸めきてる歌とゝよみまゞるゝ百首ハ
八首ハすゞかゞしゞてもゝきとゝるゝ
ませとゝ已父のもゝきひゝる俊頼基俊なゞゞ
百首の歌うけとゝりてハ四五首ゝゝゝ吟吟し

てゝゝゝぜられるゝハ四五首ゞるゝもゝまゞり多れば
半おきて當日なりて地歌とゝゝゝと見まゝる
てゝゝゝゝとゝ當時ゝも已父仁西上人慈円なゞ
ゝハゝやうゝてゝゝゝゝ愚問賢注ゝ
ものゝハ百首なゞゝハ地歌とゝまゞてゝゝもゝ
て作る今の代ゝハそれまでのゝゝだなゝ歌ゞゝ
のゝたるハ知とゝりゝゝゝハ地歌とゝゝゝゝゝ
耳底記上巻ゝ百首なゞとゝもゝゝんゝゝ行ゝ

首などゝうハ古事来歴よりとゝのへ
くハ正月なり是ハ准してとゝのへ十首より三首
四首古てなども引古歌ともひくべし我思意より
てよもすがらくらかきもすりよみのこの時ゝ
問鳥九光廣百首などの内ゝ
ものとよもいかきもの哀伊川出家
かゝべ三首ハつゞけぬゝ
地歌とゝのへて七八十首ほどもよりゝと二日三首より

よみてのこる二三十首のあと一首と十日より廿日より
ゝゝバ一家ともなきあなるべし物をなら
じてさて今一重あをじて二三十首とよもつき我ハ
さうよもと遠遠ゝ仰られたるとゝなど
又耳底記巻中より一巻百首なども秘書ハ
みて人ゝよりとゝのへぬべきよ三十首ハ
とゝのへ

十七 懐紙の姿

懐紙はもとふところ紙ともたうがみともいひて畳(たたミ)
懐中より持て紙やうれば さい君づけしと 空穂 藏開中
よりはなれ文のてんと墨(すミ)とにてある草をまきつるとも
ひて内ふところ紙(かミ)にかくもちて後(のち)よりのふ
こと同下よりはなれごとりのおかきつけつる紙のもと
立ちりて筆ととりてふところ紙にそこらまい
つくこと又内まきする紙を引とりてふところかみより

くかきて折おきて立のひめれば こと源氏 紅梅より
紙の紙をうやうやしくとりてこの男のふところ
まぜおくこと出 物語 春曙抄二 よくきさ
ものの紙によびおきて扇ふところがみもとそこ
もとあ出てそらくとふところより入てこと又 春曙抄六 ふとこと
紙よたづねとこと 春曙抄六 ふんちこと ふれとなの六 げ
ものりきこと ひとりくあひのるとこと 物語 衣上二の 昭
君の内あとの才ふところ紙のやうなるものあること

山櫻記治美四年二月十八日の条に光雅朝臣持参表の亟懐紙八枚上置く
同年八月七日の条に予取菓子葉入懐紙云々

ことあやしうなるぞとて
もきしなどつくづくてこうあるさまはいかにぞの云々紙
二処あり又三の下も一処云々 續世継 白川のとうふところ粉をる
くくこそもりてとやくうもりてなんとたりたる
更級日記よとのこのおてかつるよふところがこ
云々 公任集にふところうるかきてなどゆうてい
ふところかこのさまもつづらがこ 源氏 空蟬夕顔 治
標若菜下 梅 そのよ 糖曙八 狩衣 一の上 三の上 などに歌よ文よ
ちりしるとて 紅梅 一の巻元日の条 懐中 扇 畳紙
落有 砂 跡 歌 心集八の巻四条の宮の半蔀の条 あつぎた
たうがこやうのものもけあまねくくるぶるとて
狩衣 三の下 たかうがこと さしぶてさしじのかとを
ぐりゆふこと 空穂 大子夫ベン語テナケ宮こもり あつ 御かぐ たうがこん
ぐろめようたづめて元と身へこ なども あり 源氏
離別 源氏 梯 三処 などこ たんがみとまるも

通音にてたゝうがみ（ふところ紙）はほうこうしやう
なめるゝ枕草子（春曙抄）にもくるゝ段にみられてゝ
ぐみのたゝうがみとあれば後の懐紙に檀紙と
用ゐられよられるこけうみちの子紙（今の檀紙）かれば
へい懐なる畳紙（たゝうがみ）にかゝれてゝ
とゝきに書法なるべしさて今の和歌の
懐紙に多田義俊ぐ南嶺遺稿一の巻に卯祭
双紙とゝりて清和天皇の比歌紙（うたがみ）とふものに
ゝられてゝ紙を用ゐられてゝ貞信公の記にて
てゝれ懐紙の始なるべし記（しる）伊勢氏貞丈の
赤島郡入江昌喜ぐ昌喜ぐ
この説に挙（あげ）られぐ義俊ぐ引用（ひき用）ゐたゝも
すれば作（つくり）名の偽書（にせかき）おほゝていとゝうけぐゝ
管見（くわんけん）ゝい袋草子（ふくろぞうし）の八雲御抄（やくもみしやう）二の巻ゝ白川
院堀川院の御代の人ゝの懐紙のゝゝんえ北院（きたのいん）
御室（おむろ）守覚法（しゆかくほう）の上（うへ）記（しるし）右記（うきし）も懐紙のゝゝと

ましまつりそれよりくだりての書ものあるべし
たゝい挙るよ違あるべし尺素往来の異本よ
ハ違りて會紙とあるものもあるも會紙とあるも
いとあはるべし

六 懐紙歌書様

今の世懐紙の書法ハ九行九字
第二行十字第三行九字第四行三字
とあるが通例なれど貸家なる歌の和歌書様の
第一三行三字ハ書之但近代不必法故先書
墨墨顕然可書之不可執ノ手跡ハ雲卿
抄の哥書様の第一清輔朝臣曰一首ハ
三行三字墨墨ハ墨墨但或三行ハ吉法
ハ兼載雑談ハ一首懐紙ハ三行三字ハ
なるべしとて九行九字ハ限りしるるものなるべし
明月記ハ十九九三二水記ハ十八四など
あれども是ハ必定ならぬとそれと二水記の

終行の四言い字とまぜて三字まもきてれ
ばいづれも三行三字の或はたゞ〻言塵集七の
も数字くらべのやうにうとてもてのこの字
まい真名字或はらくつて三字のもの漢名字と
（假名ばかりあるべきなどのまこと真仮名とまぜるあるべし）とつて又終の三字と真假
名まもくとくとくとかもくるまびのこと草假名
ももき或は四言五言あまれると字やうづと
の三字のもくるも例のうう氣この見関せる

古人筆跡の易を来よあく愚記文亀二年青サ五音の条も
三行三字ごと又九千九ごと又来の三字のもも
不加真部可為三字依人不能今日為廣
只異多計ト書ごとさまき情神家の御傳
授などいふ深き理とうかゞひ知きること
ざならねばいとおこがましきものなりさい
いと古書の明證まとりて説ことなり口傳
秘授などこかいらぬづとて縣居翁賀茂真淵

の立てられて古学の習風なれば古学者
どもいうてもとどのつまりきまりなるべ

十九 真名の懐紙

懐紙と真假名とを書る例あり明月記歌道
部類艶書可詠進田とゝの集より書高檀紙二枚加礼紙以二枚如
立文裹之依有其用此字

俱授加為私計布野所在
仁治志表留万津

若比佐志子世能田
目志登

とゝのうたい行書にて十九九三と四行よりかき女
房懐紙のさまの端作も位署もなく礼紙
とかさねて立文のやうに裹きてる二枚よりあ
きらい歌二首なれば一首のかさは書様
とゝとゝさしずその形い

彼はどもくしきゝのゝたぐれい裹る

ちりのそこめたりとあれにこれ

廿一首懐紙の圖

兼載雜談に二首懐紙は三行（三字）とて尊俊和歌作法目録（第一尊俊の撰まて巻あり 天和二年九月の刊本なり）に二首の和歌の懐紙のもやうの高位貴人又は法中等乗り同じ書付に詠の字より歌とそこつりよりも入て我官位氏名乗とまて書て端に十も一字行と上て三行三字なりかくの如の行九字二行目も九字三行めは十字にて三字まとりて書なりてまた四字なりしの行は二十字なり位上と衆徒の官位いうもの法中は官位と名乗はなり

のつねの人は官位氏名乗とまよまて凡俗は氏と名乗いうもの了俊懐紙式（今川了俊和歌懐紙式 写本一巻 弘典右の明徳三年八月廿三日作者了俊と考へり）に我懐紙のもの様無故実の人は跡とたしなみてよみまくき文字のなどとまずるつらみはづしひぬれば歌のこゝろあとろきまて文字なりと

ようかんとて文字のもじりとよみてされあるべう
こゝもとをとゝ〳〵ぬこと和字のいろはのの
ゝ文字もはつるさやうこゝろきつられであ
りぬべきみやこゝとゞ真名こたてゝかこゝとたゞも
ゝとゞたゝうなりみやこゝとゝきなどの懐
紙こ真名仮名とゝてこゝるの作る講師の為
きあゝう雑義こんたてかゝきや但その時の
講ゆゝたゝゞろの為こゝとゞと新字こゝと文字
などゝゝいの義こゝされゞかゝうの役人い戈覚あり
万葉いなゝひとなれゞ一丸いきこゝおきぬれいその時
のそこゝもゝひゝゝきこゝゝるもゝ為くゝんきくいゝく
し或人の懐紙こ雑鳴ゝるゝゝ出ゝゝりと講師よみ
うねゝうき万葉こ新作ゝるゝとゝて喫ゝるゝとよ
ゝをたりかやうのるゝ一反きこゝたゝんまいゝ出
ぎこゝりこ通阿とゝのゝ哥仙い戈学のゝ
ゝいこゝくゝんゝゝて毎度ゝの懐紙

よそつりきるあしろおもしの講師ハあとをとをせ
ざりしとなり

季子同懐紙之図

△端作ノ初行ト紙ノハシトノ間曲尺ニテ二寸四五分ナルベシ端作トハ題ガキノ事
△春日ノ日ノ字ノ上サシ欠字スベシ端作ハ一字ニヽ二墨ヲツギクのゝト書ベシ
△季子同ノハシヅクリハ春ノ字ト哥ノ冠ト平頭ニ書ク季子書バカリハ半字下ゲ
季子ナレハ一字下ゲテ書ベシ

△名書ハ名乗ノ上ノ字和歌ノ和ノ字ヨリ半字下リ名乗ノ下ノ字モ亦歌ノ字ヨリ半字下リナルベシ
△官位ハ字ノ多ク少キニヨリテ見ハカラフベシ

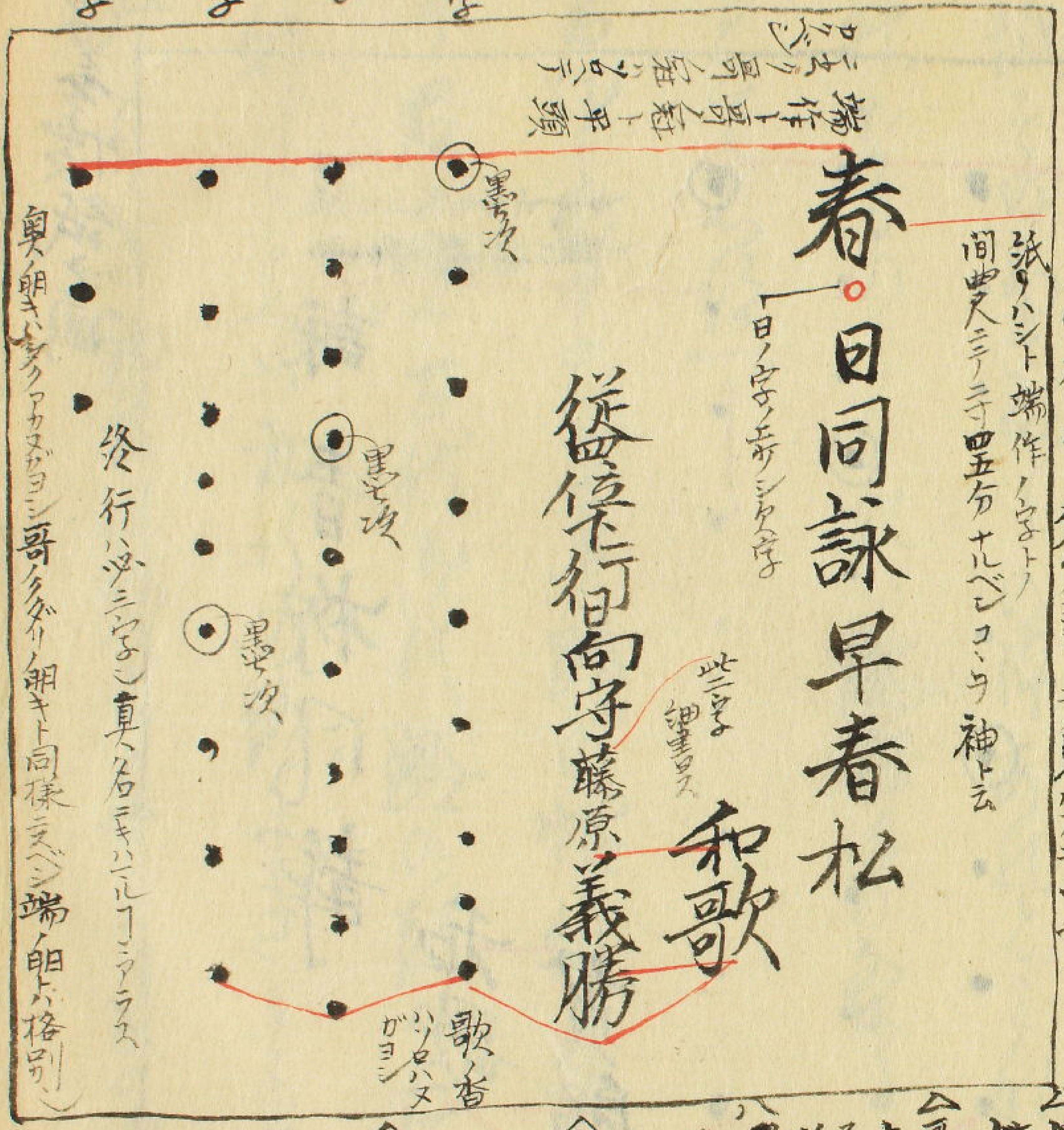

初行九字
二行十字
三行九字
終行三字

△姓ハ藤原氏ハ細書ス他姓ハ細書ニ及バズ
△哥ノ頭ヲ冠トイヒ下ヲ沓ト云冠ハ沓ヨリモ明キ少クスベシタトヘバ冠五分ナラバ沓四分冠一寸二分ナラバ沓八分ナルベシ但定リタルすう法ナケレバ見ハカラヒテ四六ノワリニ天地ヲ残スベシ
△冠ハソロヘテカキ沓ハソロハヌヤウニカクヿ或ハ第二行目ノ沓ヲ或ハ下ゲ或ハ上ゲナドス
△墨ツギハ初句ノ頭三ノ句ノ頭五ノ句ノ頭ト三処ニテツグ

季子懐紙之圖

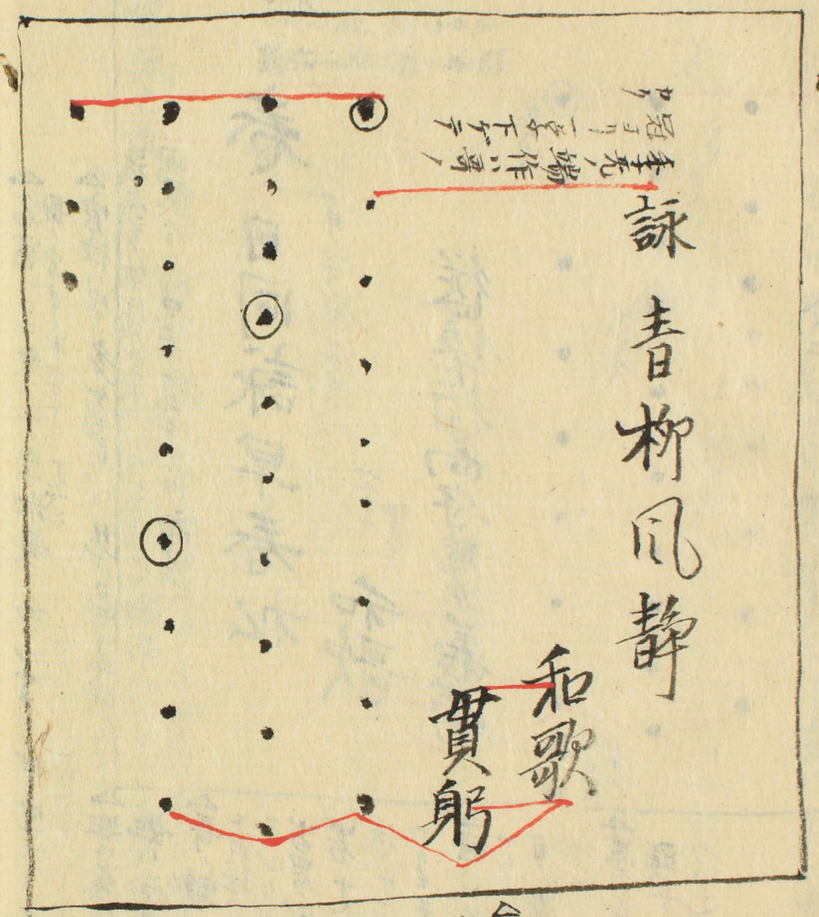

季子懐紙ハ
巻ヲ〆ズ

右の圖のごとくにて准ずべし僧家児童の
懐紙その和歌の体あれとも紙端作り名書
の殊なるのみなれい端作りの名書しる
ところ
○書印の字 古真蹟の懐紙に必ずあらはす文字
あり君子 万代御代齢の字い二行まるけて
ことにしるしとい初りの字よりさしとめき次りの首
よみとうき初りの字よりとうき次りの首に

世とも彩しく此の亭主の名帝王の御名なる
字のとい詠てあきらめやうしまきもとや宣氣々
記 永正三年 正月十九日の条

春日同詠賞知萬春
和歌
椎柯言茂宣氣

三山より
あらしもあらしもとも
賀まそと若菜
久比寿

とも云て假名
ものもの
ものさ
例なし

○日月君の字　古学懐紙に日月の字を君の字
なとい字のもて假名のい書はされとやう
假名よ書るもあり可宜ようして酌酌
るもあるし

○賀懐紙の字　賀の懐紙ハ憂悲涙泣ホのい
まいき字をめてるき假名よ改てもべし古学懐紙
ハ礼さるとこ

○皆冠　歌の上と冠とのひとと書とつ冠ハ平頭

そろつて書き者ハ乱して揃いあやうく書るゝ古俤
冠ハ文字をうなるゝ或ハ假名ばかり多くるなと
見るべしかゝ

○墨續　墨つぎハ端作ハ春とまき續て同筆續て歌
又ついで和歌の字とまゝ位署書ハ官位ハ墨くと出
き兼行。字。姓。朝臣。などの字ハ墨とつゞけて書く。歌ハ
十二。十二。とつゞけられどかゝつゞけて目立ぬやうにつゞけ
ゝ又字をつゞけりまりて續目一二字たゞひてもかゝ
らず奥の三字と別よつぎて書るまゝのうしろにて特に
ちゝぶめれが一概ハいひがたしられハ古き世の跡の
懐紙とゝんらつめて立るる説なれい余ゞ私ゝ考ゝ
○奥の明ハ　奥の明ハ多くハ書るも書つめるも
ゝ哥一行ほとあるこゝ古懐紙
の俤端の明のるゝ端ハの余ゝるゝ
奥とゝもつるハ函る懐紙の例
○歌の綱字　宣旨御記　永四年閏十月一日の条
年山紀関　百番引用　自

濃州一左衛門督（基音）状到来、先日、返事也、有歌
心あり、　ありとしられぬこと也、
あつまるひのうさもつらさ哉
彼状云、歌ニ聞字ヲ平出ス、近代不及公
宮かのごとき、云々、但京極茗門建仁
元年、三度、峯月興松と云、
山のあなた
天城のとやもしつんやり
松とうり月のあまよ出けり

とかまきひはけ不見、不可事、しかれ共、
茗門自筆、懐紙、元年、校、金吾許、見
事誠、公宮可有故実、平出、
也、ここ、ともよて、欠字のさまなるべし、おもうべしき
和文、欠字せぬ、ものもあれども、古今集の序
を、聞字、て、出ける例、ありそのくりきているよ
りのことなり

廿 二首懐紙并畠

兼載雑談に二首三首懐紙に二行七字にて
東野州聞書に十首までは二行七字とある尊後
作法目録に二首の和歌の會紙に認様にて
一首の和歌のごとく俗中に春秋とも季の字
をとる書に人法中は唯詠二首和歌にて又一首
の懐紙のごとく端作にてはじめの歌をかいて後
の歌一首と三首のはのごとくにてもこれ有りよ
りて端作を春日同詠三首和哥にて管位
實名をとうき歌をとづりにも二字ばかりにて
書てさて次と二行七字に可書したとへ

夏日同詠二首和歌

權中納言藤原朝臣家定

河上夏月

[illegible]
[illegible]
[illegible]

山家郭公

このさとハたつねもせても
ほとゝきす山とひこゆる
なとりなくそれ

右のごとく書ても苦しからず今按に端作に口の
歌の題をとらずして某日詠某和歌とかきて奥の歌
にハ別に題を書くる事あり又端作に某日詠某
二首和歌とかきて別に題をハ書ずして歌のミ二首書
しるせり これいづれも古き懐紙にみえたり八雲御抄二の巻に
も一切貴賤普通詠何首和歌又始ハ書題詠其題
和歌とて千後無歌書題普通事也とあり その書

春日詠二首和歌
藤原○○
題
・・・・・・・・・・・○
・・・・・・・・・・
題
・・・・・・・・・・・○
・・・・・・・・・・

此篇のごとき古き懐紙抄にもしるせり
藤原の二字ハ姓也名字ハ実名を書なり
継ハ上の句の始と下の句の始と二処也二行七字ハ
初句二句まで一行三四の句まで一行五の句一行
高貴の人ハ菅門などハ夏日春日なとハ季
書もなく只の原平藤橘などもかぬことも
端作の篇さとあるにあらずハ

詠二首倭歌
名乗

夏日詠夏雲和歌

源○○

夏風

詠一一二首和歌

名乗

まゝ追悼の懐紙も多ぐ所見の古墨跡られ二首

そのゝりきそゝい追悼懐紙やの多ゝりつゝ

廿二 三首懐紙

三首懐紙い二行七字なるゝし東野州聞書筆載

雑談おゝ見え尊後作法目録ゝ三首懐紙の

ゝ長も二首の和哥のおゝく詠三首とゝゝ

鰊近ゝ歌をゝゝゝゝ入ゝ義もゝゝ二行七

字なりゝゝ愚記文亀元年十月廿三日の条ゝ八冬日同詠三首和歌推大納

言爲宣卿ゝゝ三首懐紙ゝ載られ永正四年十月廿三

日の条ハ三首懐紙書様二行七字如何とハ古墨痕

の三首懐紙の条端作墨紙ハ三首懐紙ハ端作ハ毎回

秋日詠三首和歌　平名乗

題

題

題

春日詠梅始開倭歌　源名乗

若草

柳風

まと明月記歌道部類（任吉条詠の条）ハ二行ハ書ハ三首懐紙あり東野州聞書ハ懐紙ハ一づゝ詠三首和歌とぞいふけバ官と名ハ書て姓をかゝぬ官ハ名乗ばかりなどもハ今ハ必竟一定せぬ

太上天皇幸住吉社同詠三首應製和歌

西住法師

寄松祝

あしのやの[illegible]きとろもときそとまて
きんこの世まもるもとみとりのもとに

初冬雨

うもやらるるかもいはさこ夜てり
かさもそうしきもろこの袖

菊

あいちしまかるなみのくまもれ
ころもきかくるまもしもてもつ雪

詠三首和歌

題　肥前守名乗

歌

歌

歌

春日詠三首和歌

歌　藤原名乗

歌

歌

歌

（紫ハ東野州寄出の説ニ依テ形ヲ改ム）

東野州聞書に十首まではハ二行七字にかくと云々中納言の差に五首以下ハ一枚及十首ハ二統皆用高檀紙ニてと

(廿三)

五首懐紙

兼載雑談に五首七首の懐紙ハ一紙に二行づゝ書よしみへり今さまに尊俊作法目録にハ五首の懐紙の時ハ紙を二枚つぐべし端作ハ二首の和歌これごとし二行七字に二首めの哥をおくの紙二ツにかけといへり奥にはかゝぬことゝとさえ余が所見の古き懐紙にハ二枚に二行七字にかけるありそれハ紙の続目の上にハかゝず初の紙に三首目の哥を二行かきて続目をこえて続の七字式かきたりき五首七首ハ二枚十首ハ三枚つぎてこれを続懐紙といふ

兼載雑談の一紙に二行ナるかく図

詠五首和歌　名乗

題

題

題

題

端作ハ今形にかゝるべし当時の人ハ季書及姓をも書加ふべきこと

○尊俊作法目録によりて形に記ス右端作ハ平人と貴人と紙つゞきの分別二首懐紙にかゝるべし

秋日詠五首和歌　姓名乗

歌

歌

題

古き真跡の懐紙為

智詠七首懐紙　姓名集

歌

歌

歌

歌

歌

歌

歌

歌

七首懐紙

七首懐紙は五首懐紙よりおなじく一紙より二行でよむ
ものゝ兼載雑談の説に東野州聞書にも十首まで
は二行七字よりとあり尊伯作法目録よりは七首の
和歌も二枚つゞくべきなり然るに十首十五首二十首三
十首五十首百首までもたゞつゞく右のごとく我名と
もきて二首三首のごとくの歌ようきおいて上下の句ども
なりがたきものとあり余が所見の古き懐

紙い二枚ゝて續目よりかゝび三首目の歌二行ハ初の紙
よりのこる紙の七字ゝい二枚目ゝ書うり五首懷紙よりかゝる

兼載雜談ゝりて形ゝつゝある篇
一紙ゝ三行ゝ書

異々詠七首和歌
姓名乗
題
題
題

詠七首和歌
姓名乗
題
題
題

題
題
題
題
題

題
題
題
題
題

古き真蹟七首懐紙の写

春日詠七首和歌
姓名乗

歌

歌

歌

歌

ヲギメ

歌

歌

歌

歌

(廿五)十首懐紙

東野州聞書ノ懐紙ハ十首ヨリデハ二行七字ヨム

十五首もちれば二行よみてこれを兼載雜談に五首
七首は一紙づゝより十首より上は紙をつぐべしと
此面説無論にして一定せば東野州の説は十首
懐紙なれば二行七字なし兼載説は五首懐紙以
上は一紙二行にして十首の時は紙を續て二紙二行
に尊俊作法目録には七首の和歌も二枚つゞき
に見えより十首十五首二十首三十首五十首百首など
も端作右のごとし（懐紙の端作は同きなり）我名をもて二首三首

のときは歌はよきを被い上下の句ともあなどとなり
よみべしとて金子所見の古人の真蹟には十首
より十五首までは二枚に二行にまたがると三枚に
二行七字にまたがるとの二種あり いづれも紙の續
目には墨びかの二行懐紙にまた草にて終の
歌の下の一句は枕ひげて次の行にまたがる

三枚二行七字の圖

春日詠十首和歌
歌　源名乗
歌

二枚二行の圖

冬日同詠十首和歌
歌　平名乗
歌

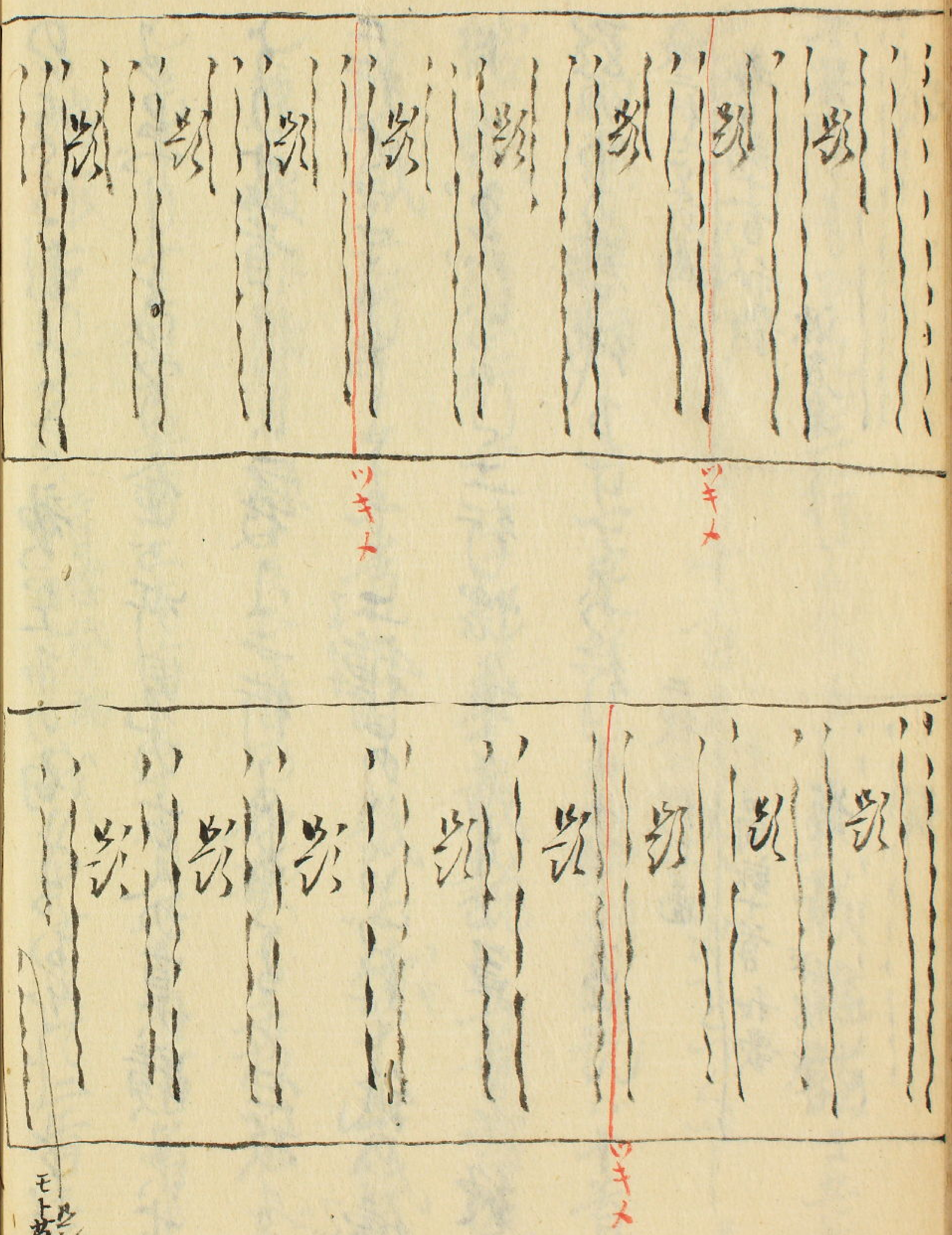

十二首 十五首 廿首 卅首 五十首 百首

千首等の懐紙

十五首より百首までこれ二行まで端作ハ十首懐紙にかはらじ紙数ハ定らず續目の上に字をかゝぬやうにすべし千首にいたりてもはしづくり十五首以上をば巻懐紙といひ懐紙一巻とよぶなり十二首懐紙あり是ハ十二夜和歌の懐紙といふいづれも〳〵もと草あり集ぶりんし古

き真蹟いと大臣家の御懐紙にて紙のこけ尺
二寸許なりき平人にはあらぬ歟　短くすべきなるべ
さて十三首以上千首ばかりの懐紙とばかきこそ
いとしかれ

十三首懐紙

九月十三夜詠十五首和歌　姓名乗

歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌

ツキ首

十五首懐紙

八月十五夜詠十五首和歌　姓名乗

歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌
歌

ツキメ

歌

歌

モト草

廿首懐紙

春日詠二十首和歌　姓名乗

歌

歌

廿首懐紙の順次
以下十五首懐紙
よりなれい省く
あるいは草あり

百首懐紙

歌

モト草

冬日詠百首和歌　姓名乗

春廿首

歌

歌

廿首を終て次に
夏十五首秋廿首冬十五
首恋廿首雑十首なり
さし当て例のもとなり

夏日詠三十首和歌　姓名乗

歌

歌

歌

以下廿首懐紙に同
まるもとなり

秋日詠卅首和歌　姓名乗

春十五首

歌

歌

廿首を終て
次に夏十首秋十五首
冬十首なり
さし当て草也

千首懐紙

詠千首和歌　名乗

春二百首

歌

恋

已下百首の内ニ高
夏百首秋二百首冬
百首恋二百首雑二百
首トツヽよりこまるなり
年あり

廿七

懐紙の料紙

懐紙ハいうも結構とつくべし　右記童形等書
結構懐紙ハ大高小高ハ詩歌會之時
至武館聖門之所通法也而懐紙者
一涯可愛美
麗者也ト
みて男ハ僧形とする懐紙と結構
児女房なてハ
美麗を専とすべし

懐紙ハ高檀紙と用ふれ　みちのくに紙のるまて
大高小高檀紙小高檀紙を略せ
ハ称しかたくかがみとこれと用しるより
今も束帯の
たうごみハ一名ふとところ紙とて色てる所てもちゐ
時ハたゝ紙とて檀紙と名てる
と故實ことゞ第ハつゞ釜敷紙とて檀紙とたて
みて用るもたゝ紙の遣用なるべし又為様を

も用ひし為様い今俗に為やうといつめるに
あらず厚紙よりもうつくしる若くて鳥子の厚き
を厚紙とうひ為やうとのてこれを
もてこの海てふところ海に用ひそれに張ある
より源氏桂そのほかなどそのかの物書ものなく
こえこれば懐紙に鳥子と用ひるこうとる
いあらしされど中ばいこれら檀紙もまたら
より明月記などすべて諸家の記録ものも

愚記に高檀紙を用ひるいの了俊懐紙式
にも讃岐檀紙を用ひとのり今の世奉書紙よ
りも杉原とふそのかさの紙を懐紙に用ひ
もいれとこえあるもしきとぞこ唐紙なとあるら
んいとこえのことなるとや

廿八 懐紙の端作

懐紙端作のこと袋草紙一の題目書様の条八
雲御抄三の歌書様のあるなとこえ東野州聞

書よ懐紙をしたりの〳〵季の日とうけば姓名
乗をうく只又詠三首和歌とだうとうけば
官とり名乗をもて姓をかくべし官は名乗ば
うり〻會所の亭主と同姓なり〻人〻はたと季
の日をもつも此をば不可書和歌は亭主とな
といふゆゑなりとも今古書の説ものり
或は古真蹟よりて圖とも初学のこと
とりやすしとも

季書春日懐紙

春日詠　立春風　侍歌
従四位下守弾正大弼源朝臣某

季同書春日懐紙

春日同詠　梅初開　和歌
従四位下行飛騨守橘朝臣某

亭主同姓の時の懐紙

春日詠　早春松　侍歌
遠江守従五位下某

春日の季は日の字の上の一劃なり（但春日に限らず春日に限らず夏秋冬の季は日の字の上の一劃なり）
てもなり字なりなきもの多れば一概はいひがたし
心季は日の字の懐紙は丁寧なる故なり亭主と書ふ
なりて自己より目下の亭主に對せし時の
なれば亭主の流の通ずる実礼をきらふ
なり

季同とうは亭主格別の高位又は高位の人同會
人は位なりとの時の上ざま著面にそなはるとも致仕〻る
官とばかり

亭主と同姓の人此氏とは亭主と同氏なるは此氏
しされと今の世にそなはる人も此氏なる此氏を犯に
ありれば一概にいひがたし称号も姓氏も同人なれば
省くべし亭主も畠山小畠と
同て亭主も畠山小畠は畠山なるべし省へし亭主
畠山なる人畠山なる人はたとへばくもあるべし

季書夏日懐紙秋冬共同

夏秋冬ともに日の字の上圓字なること

暑詠首夏朝　和歌
従五位行弾正平朝臣某

神前法楽懐紙

元日侍　柿本影前同詠　早春梅　和歌
従位行衛尉藤朝臣某

同

童陽侍　住吉社宮前同詠菊　倭歌
従四位下行尚侍藤原朝臣某

藤原氏しかりて姓と細書すること　源平たるか他姓の人ハ細書こふ及何の懐紙ともは定こ

神楽法楽の懐紙ハ季同位署書あり神号の上さ
又ハ二行ありてハ次の行の和歌の上さ
但二行ありてハ次の行ありてハ必ず一字ハ必ず
ることかり　位署書兼官等あるもの割字なり

春日同詠梅花　和歌
藤原某

同

春日詠若草　和歌
源某

同

春日詠春柳風静　和歌
平某

凡人の懐紙

凡人亭主同姓の時懐紙

星夕詠萩風　倭歌
某

凡人神楽法楽の懐紙

重陽侍　某神前詠菊花盛　和歌
橘某

官僧懐紙

詠若菜知時　和歌
権僧正某

法中ハ僧正僧都律師法印法眼法橋の歌ともこと
官ある僧ハ官を云へ　必官を書　季同ハ必ずかくこと
医家画家なとの歌も同

詠――――　和歌
法印某

詠――――　和歌
法橋某

凡僧懷紙

詠依梅侍風　和歌
沙門某

同

詠――――　和歌
沙弥某

同

詠――――　和歌
某

医師画師同朋の懷紙

詠――――　和歌
名乗

医師画師などの懷紙は無官無位は名乗バ
ヨシ官位あるハ官僧の例ニ倣フ――同朋ハ名乗ハ
ヨシソレも乗ハナシ――古真蹟ニ見エタリ

児童の懷紙

詠――――　和歌
某丸

児童の懷紙は乗ハ同書ナルモナク姓氏も
ナクトモ凡僧の懷紙ニ倣ヒ名乗ハ
某丸トモ――

致仕の人の懷紙

春日詠梅花　和歌
従五位下平朝臣某

致仕して官を辞――しる人は官とゞ位のミ也
ヨシ端作はすべてなれど官名と也ゞ位
のミ也ト古き真蹟の例

神社仏寺及遊覧衆ミ懷紙

秋日於某社間詠――和歌
左近少監某

神社ハ故字の下ヘ字

神社仏寺及山水遊覧の
間の懷紙

冬日於某処詠夕雪　和歌
河内守某

夏日於某寺詠――　和歌
某

仏寺ハ
ヘ字なし

神社仏寺及勝地名所遊覧の間ハヘ字位署ヨリ上及
乗同書ハ――官位ある人ハ官と名乗凡人ハ名乗ばかり
也

夏日於某山庄同詠初聞郭公　和歌
某

臨時懷紙

灌仏同詠――――和歌
藤原某

同

西行上人忌日詠――――和歌
源某

同

涅槃會日遊某寺詠――和歌
平某

臨時――端作とつくりて出すべき所に出せる体に進ずべし

同

定家卿忌日詠――――和歌
橘某

臨時――

於某処翫櫻花侯歌
左少弁某

臨時――

春日陪某侯書閣同詠――和歌
藤原某

晩秋於某院詠――和歌
某

臨時庚申夜――

秋夜寄庚申詠――和歌
某

同餞――

餞奥州橘使君官和歌
某

書捨懷紙

影　名乗

貴人より下輩の亭主に給ふ懷紙

詠梅盛開和歌
名乗

同

春雪　名乗

高位高官の人下輩の亭主に給ふ懷紙は手本同じ位署なり名乗なり也

[illegible]されど格別の高位の人のなりもと[illegible]これは四位五位なりの人のさやうにせんいりあり人[illegible]礼のなりもれは風流の人[illegible]人いとうりまわりまぎれきるなりと和中さ柿本影供なりどう貴人なりても必手本同位署なりとなりなると足えとうりては亭主は早なりし柿本影前一の礼とて

同なしがきの懐紙

花になきまなりて

名乗

書捨（カキステ）といふハ略義己人ハ紫への出ふ時ハ料ようりて両在などくときもあところあ

○春日　端作に春日とある時ハ日の字の上をかし闕字せしが古き懐紙におほしなかし欠字なきもみえしれバかくのごとくなすにおよぶべからずば夏日秋日冬日

なとに闕字せしハゆえてみバさぞ春日夏日なとく季あるとあるハことに亭主を重しらるゆへとこそあ

○同詠　季書の下に同詠とあるハことへハ親王摂家なとにもいひつきやんと申なき御前又ハ御前なとのなきといふもそハ明月記愚記なとそのほかの記ともに例おほけれハ闕てあへし

○題割書　端作もなきにハ歌の字のよりて二行にかくたとへハ春日詠青柳風静和歌とある

は春景詠柳の五字を初行風静和歌の四字を次の行に書くべきなり初行に書柳風とあきは次に静といふ二字三字はかりなる例あり三字以上なるはこれ

ゑんえいにはかりて書るる真蹟まゐ及ばねば熟字なるべし別に初ごとなるべし永記大永五年青の条に春日詠花色春とあるは次行に久和歌と一字別てあるはいとあり

○法楽　法楽の時の懐紙は神名の上に開字をしるしとなし其日待とあるは開字なし　柿本影前或は聖廟影前なとあるはこれ法楽懐紙の条にあり

○別位異　位署兼任の官あるはこれ別なるべしとなし礒位衛尚守などやうなるべ

○同姓の亭主は姓をつゞく　亭主同姓なるは懐紙に姓を省て官位と名乗をつゞくべき

無官は名乗致仕の人は位と名乗のことあり

たとへば亭主も平氏なる人も平氏の時のことなれど今
の世は四姓の人おほくてあらぬ姓氏の人までも
源平藤を称ひめいとうるさやあるはず
古のむかしくのことなりといへども今は一族の同姓
よりきるべくやうとなりて平氏なりても小山田と
畠山は称号別なれば小山田と小山田と二族
一苗なれば有べし一伝なるべし一苗字の人ども
いかくこそ定むべきものとや言塵集巻上尚
御代足利の軍そ源氏の人姓氏を書してたゞ官位
と実名ばかりと書し御所御同姓なるゆゑより
おそれかしこと云れどそれは御所と称し懐紙
などのいとも何ぞ一かけそれなる角ぞ
ゆゑ忌べくもなければこれとゞく忌こんまは
世の所なきにのをるほうなりゆきてやこの御
同姓の人はかきごだとくていとやすしきことなる

○凡人懐紙　凡人の懐紙は姓名のみてしと
は源某平某なとかゝ藤原氏は姓と細書〜名
乗をたゝくかき以和は姓も名乗もたゝくもの
○姓の細書(ホソガキ)と太書(フトガキ)　今の人懐紙に姓名をかく
なゝて姓をほそく名をふとくかゝとおぼえたり
いにしへのかゝ姓のなを細書はらは藤原氏の末家
の定〜そは本家の人の出様にかゝはゞ〜しも
し本家とは摂政家なとは本家を自称の
義氏のゝ〜さるを源平等の姓の人も藤原氏
の私の出様にかゝひてかくはひとり〜ものゝ
なり本家末家の書法伊勢氏頼の正峯に

○僧の懐紙　僧の懐紙は季吟同なりとて
某和歌とかき凡僧なゝば名ゝかゝ書き或は
沙門某沙弥某なとかゝ桑門とは大臣以上の人
法体の時のかゝ僧懐紙或はかゝ官僧は僧

正某法印某法眼某法橋某権大僧都某な
ともしら真蹟なほうり八雲御抄新僧ハ唯一官
し法印和尚位なとハ不可也凡僧ハ只名ばかり
沙弥ハ或ハ一生ともいふまゝ仙慶行者の懐紙
ありいとゝとゝうなり

詠歳暮并無常和歌　寛祥三十五年
依競寸陰於迷短慮仍以一首
狂言展二題之興台且為
且為取年
昔ハ雲書流今三密行者仙慶
年月後人の出久
歳
なやみこしかさねてかゝるとしのの
はてよりうゝにあいそ乃
ゆくすえつゝ

○児懐紙　児童の懐紙ハ秀同なとゝ書ゝ名ハ某
九とゝもゝ了後懐紙或ハ児のうゝよゝハ童名とな

よりもとて端ハ男と同じくとなり北院御室
守覚法親王の右記に児懷紙者一涯可為美麗者無
風流直檀紙用之事無下覚侍下繪檀紙并
薄檀紙等其色紙盡美事不可有完期と
ゝ云て下繪ゝ檀紙薄檀紙を用ること古き例
○致仕の人の懷紙　致仕として官を辞ゝ人の懷紙
ハ端作ハ例ようゝ位署を書ようゝ官をとゝ

従四位下藤原朝臣某従五位下平朝臣某なゝ
しゝ了後懷紙ハ前官の人ハ散位とゝ云ハ書こと
○拾遺の懷紙　神社佛寺及勝地名所ハ
覧の時端作ハ某処詠某とゝ書べきよし
御抄に書ハ又ハ某所詠某和歌　秋日拾遺
山左詠ゝ和歌なとゝ云て位署なくして官を
名乗計ハ云ハ無官の人ハ名乗のみ
処も出ゝゝ名古真蹟ゝ見とゝ

社の懐紙に神社の上必ず字あり佛寺にも多く字
なり 於の字迄の字いづれにても時宜に依べし
○臨時懐紙臨時に詠を出すことあり庚申夜
或餞別の端作なども出る
○一首懐紙　一首懐紙の端作いつれも二
行なり春日詠某と書き次の行に和歌と
書し和歌の右に名よかゝれこの定
とゝえて古真蹟にもれもなし

○二首以上の懐紙　二首以上の懐紙の端作も
これ一行に詠二首和歌詠三首和歌なと一
行に書なり懐紙或に詠の字なとは上より
二字なとゝりさげて書しかしこの詠の字なと二首
三首なとに書なとは別字なりき尚其字を
ゝりさげとの了
○季同　季同とゝは春日同詠夏日同詠な
とゝゝゝその時に端作の題と歌の題と高低
なく

年よりとうとうとえて古真蹟よりは季同と
出くハ格別の尊敬なれハ大こうのあるていはこゝに
○季書　季書とハ春の春詠　社日詠なとを
同の字なと有るハ端午ハ端午ハ歌の所よりめしさゞて
出るゞ古真蹟の例ハさて古き真蹟ハ春日
夏日　社日　名日なとハ元日　三月三日
五月五日　七夕　早夕　社家　重陽　重九　晩秋
歳暮なとハ出るゞ所ハ人日　上巳

端午　中元　八朔　名月　庚申　夜なとハ出ぬこゝろ
なり季の出ハ祝儀ハ敬ハ三月の亭主のもとより
てもハ同輩以下の書ハ出ぬこゝろなれと
亭主と貴賤ハ風流の所なれハ今の世を
ハ出てもよろしかん　十三夜　十三夜なとの所ハ亭主
もハ月とあてゝ社家詠とあるゞ例
○端作書初　端作の出そめハ古き真蹟
の例ハ檀紙のもとより曲尺(カネ)にて出す

四五ちなり金の尺にて懐紙二寸三ちより六
七ちよ及ぶるもまた何にて一定ときれと二寸四五
ちなるもいとをかしうて後懐紙或ハ懐紙書
様ハ袖ハ五寸おくほどおきてあるとて袖と云端の明
間のもの二首以上の端作もこれこの定に二水記大永三年
ハ高サ一尺二寸二ちの端作ノハシ三寸ホト計とのひられど
そハ臨時のものとてよるべからし

神前二寸四方ナルベシ

春日詠　和歌

○端作文字　端作ハ墨黒ようく希に書てつぎ
同詠にてつぎ影にてつぎ和歌にてつぎ懐紙ハ詠
にてつぎ何首にてつぎ和哥にてつぎ位署ハ官位
これ墨ぐろにもあらず兼行守姓朝臣ハの字ハ墨と
つぎずにもあらず又ハ二つにつぎて目よりぬるにつぎ

といいづれの字のそもそもかなづ

○倭和歌哥謌ホの字　そもつくりて倭歌倭

哥倭謌和歌和哥和謌なとまつる真蹟いと

ちなつかう古今第雅抄序本巻序注に和は倭の字と

音通ずるゆえなり哥は倭と書(きこ)えたり

歌とは和国の風なれいに和歌とつる歌の字は哥歌

の二字なれ共ひとつの字は歌の字哥歌

より謌の字は出来たるなり言葉集歌に和かと云

字も為是歌より必歌は字と為用(ひ)為相ひとつは謌は

別よりやうよりかなづかいもあり

きもあり

おのづから

徹書記物語より和歌の字は中比藤原より歌の字とうき冷泉より謌の字と出来仮名

字と出来冷泉

より謌の字

人麿の侍の

字和とかきとこまりなのづからまもめもうはあしくしたがひ人

も為是歌より必歌は字と為用(ひ)為相ひとつは謌は

も為用(ひ)為も宮家は懐紙とそふとこそ初撰

の和歌の字は皆式所と云為の方の従(ひ)倭倭

成は自名の千載集より謌は式字を被書

かとはえていつれもてもらるるこそ

九級字横の欠部より歌謌二回ク詠也

○端作謌字　端作の欠字は應制表禁裏仙洞の御

應令皇后東宮ヤうの御(ひ)祝　皇内親王の御(ひ)祝　應命祝王内祝王法祝ヤうの御(ひ)　應教摂関白ハ軍家などの

聖なとゝ應の字なとゝ同字なるもとより（おなし）おなし
春日の日の字なとゝ上侍中殿なとゝの侍の字のたとゝ
必同字なり

春日侍中殿同詠　應製和歌
参議従三位行左近衛權少將藤朝臣某上

○のゝ字なるかゝ
端作にハ名無のまゝ上
の字なとゝ

まゝ神前の懐紙も柿本影前、聖廟影前なとゝの
影柿の字聖の字なとゝ欠字なり佛菊ハ欠字なり

稙房　住吉社宝前同詠　和歌

冬日進長寿寺同詠　和歌

○未公文勘公文　未公文とゝハ国司四年の任
まゝ（ぬ）ぬぎりまゝ未とゝの國の勘定皆済せさるを
いハ勘公文ハ任限の中悪年貢の勘定済ゝ
いまゝ未公文の前司ハ前国司の勘ハ受領ゝ勘公文
の前司ハ位たりもゝたとゝハ未公文ハ前信濃守

従五位下平朝臣某 勘公文ハ敬位従五位下平朝臣
某なりとぞ

○二字題三字題 春日同なりて 詠梅花和歌
詠菊始開和歌なりとやうの題きゝ侍ぬ 一行な
きなるこの古体 室町の末のころ和歌は次行なる
べきなり

詠――和歌

古体

詠――和歌

日上

詠――和歌

日上

詠――和歌

中昔よりこの体

詠――和歌

○名乗 名乗ハ端作の和歌の字と題の初
行との真中に和歌の字より半字さげ出
なるこの古真蹟よりはこの宣旨は記 文亀二年正月廿五日の条 ハ
名字ハ哥よりすこしさがるべしとぞ 官位姓ハ
その上よりとぞ侍れ 実名の書処と定て也

春日詠　和歌名乗

○經文端作　東野州聞書より經文の時の端作のやう

季日聽講法華經同詠

不輕品和哥

名乗

名乗の上の字和歌の字のやうに半字なり
下の字は歌の字のやうに半字なる

とあり第こうえ　古夏蹟よい詠法華經序

品和歌　諸藥草詠　品和歌　春日同詠　安樂行品和歌　なとも　和歌の字はいつれも別行して一行なり

○なと巻とりは二行書十首以上の懐紙なる

とも巻軸の紙の下の白を別行とさけてとも

きりはなりなかりはなりのさもりて

こうえ　おとりうの和哥

かやうに書の一句に別りて書とも書き懐紙
は十首以上百首にてこれこの定に千首も
同様なり
○當官前官　三位座集抄に前官の位前
某とも書き位大臣より始て四位五位のこれも前
官より某とも散位某とのごとく當官
の位は其官にて此と定官とも書き官
なれば位と定官名とのごとき或は従五位
下とも従五位上とも従四位下なども千位に
随て書とも書公文勅答なども似る
事なり

松原のあるしうろひえて
文政八酉年むねうつて　幸野